



平成23年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社サカイ引越センター  
代表者の氏名 代表取締役社長 田 島 治 子  
(コード番号9039 東証・大証第1部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 増 田 恒 雄  
TEL 072-241-0464

取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する  
報酬等の額及び具体的な内容決定に関するお知らせ

当社は、平成23年5月28日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権による報酬等の額及びその具体的内容についての議案を、平成23年6月18日開催予定の当社第34回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

(提案の理由)

当社は、取締役について、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

会社法(平成17年法律第86号)上、取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権が取締役の報酬等に該当するため、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認をお願いするものであります。

なお、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は11名ですが、取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、11名となります。

(議案の内容)

1. 当社の取締役の報酬額は平成2年9月10日開催の臨時株主総会において、年額180百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予

約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間の年額100百万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

2. 当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

①新株予約権の総数

3,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使により交付される株式数の上限

当社普通株式300,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
募集事項を決定する当社取締役会決議の日から2年を経過した日より8年以内で当社取締役会が定める期間とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (6) その他の新株予約権の内容及び行使条件  
前記(1)から(5)に記載のない新株予約権の内容及び行使条件については、取締役会において定める。

3. 上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたく存じます。

以 上